

令和6年第2回日進市農業委員会議事録

開催日時

令和6年2月27日(火) 15時00分

招集の場所

日進市役所 本庁舎 第1会議室

出席委員

会長 1番 市川 豊 会長

委員 2番 岩本 直美 委員 3番 福岡 幹弘 委員

4番 牧 正行 委員 5番 水野 俊弘 委員

6番 曾根 大祐 委員 7番 武田 住男 委員

8番 山本 裕子 委員 9番 萩野 淑子 委員

10番 萩野 章 委員 11番 尾関 洋子 委員

欠席委員

会議事件説明のため出席した者の職氏名

職務のため出席した者の職氏名

事務局 局長 村瀬 厚
書記 青山 侑嗣
書記 津田 卓也

<p>付議事項</p>	<p>議案第1号 議案第2号 議案第3号 議案第4号</p> <p>専決第1号 専決第2号 専決第3号 専決第4号</p> <p>その他</p>	<p>農地法第3条第1項の規定による許可申請について 農業振興地域整備計画の変更について 青年等就農計画について 農用地利用集積等促進計画（権利の移転）について</p> <p>農地法第3条の3第1項の規定による届出について 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について 農地法第18条第6項の規定による通知について</p> <p>事業計画変更について 生産緑地のあっせん願いについて</p>
-------------	--	---

		<p>農地法第3条第2項第1号から第6号の許可できない項目に該当するかどうかについて、申請書、現地調査、当事者に対する調査の結果、申請者の農地取得に関して特段支障ございません。</p> <p>次に申請地について、まずは番号3番の農地から説明します。場所につきましては3ページの地図3許—3をご覧ください。申請地は、本郷公民館から北東に約130mに位置する農地で、登記地目、現況地目は田で面積は782㎡です。</p> <p>次に番号4番の農地について説明します。</p> <p>場所につきましては3ページの地図3許—4をご覧ください。こちらの農地も登記地目、現況地目は田で、面積は689㎡です。次に番号5番の農地について説明します。</p> <p>場所につきましては3ページの地図3許—5をご覧ください。こちらの農地も、2筆とも登記地目、現況地目は田で、面積は2筆合計514㎡です。</p> <p>次に番号6番の申請者による農地の取得について説明します。</p> <p>場所につきましては4ページの地図をご覧ください。</p> <p>申請地は、日進西中学校から南に約40mに位置する農地で、登記地目・現況地目はいずれも田で面積は3,037㎡です。</p> <p>申請者は名古屋市天白区にお住まいで、年齢は申請者父が75歳と息子41歳の親子です。農地所有者は、高齢であり営農が困難であるため、今回の申請に至ったものです。</p> <p>申請者の営農状況ですが、父が年間200日、息子が年間30日農作業に従事しており、農作業暦は父が60年、息子が8年です。</p> <p>申請地では水稻の栽培を予定しております。年齢は75歳ですが、水田利用を行うにあたり、JA作業委託を活用して耕作管理する予定です。また現在耕作する農地の管理も適正であることから問題無いものと思われます。</p> <p>農地法第3条第2項第1号から第6号の許可できない項目に該当するかどうかについて、申請書、現地調査、当事者に対する調査の結果、特段支障ございません。</p> <p>次に、番号7番の申請者による農地の取得について説明します。</p>
--	--	---

	<p>今回の申請者である法人は、令和5年11月の総会において、農地法3条第1項の規定による農地取得の申請についてご承認いただいた案件で、本社周辺での営農地の拡大のための農地取得の申請をするものの続きで、11月の申請時点で取得できなかった農地を今回追加で申請するものです。</p> <p>申請地の場所につきましては、5ページの地図をご覧ください。申請地は、岩藤南交差点からそれぞれ南西に約10m、240mに位置する2筆の農地で、登記地目、現況地目はいずれも田で、面積は2筆合計で2,012㎡です。</p> <p>申請者は平成26年に日進市岩藤町にて設立した法人で、花苗・観葉植物の生産、販売、園芸用資材の販売を行っています。本店は本市にありますが、農地は、主に豊田市にあり、その農地は貸借により温室や露地栽培などで利用されています。</p> <p>なお、11月の審議の際にも説明しましたが、法人が農地を取得するには「農地所有適格法人」の要件を満たしている必要があります。申請書面により、法人形態、主たる事業が農業であること、議決権は代表取締役会長が100%、役員要件は8名、1名以上の役員が年間従事日数200日以上常時従事していることを書面で確認しておりますので、農地所有適格化法人要件を満たしております。</p> <p>農業用機械は、トラクター1台を所有しています。今後必要に応じて農機具を整備していく予定です。</p> <p>申請地では露地栽培による花木栽培、温室を建て、花苗の栽培が予定されております。</p> <p>また、事業所は申請地に隣接しており、農地を適正に利用する点においても問題はないものと思われれます。</p> <p>農地法第3条第2項第1号から第6号の許可できない項目に該当するかどうかについて、申請書、現地調査、当事者に対する調査の結果、特段支障ございません。</p> <p>続きまして、番号9番の申請者による農地の取得について説明します。</p> <p>場所につきましては、6ページの地図をご覧ください。</p> <p>申請地は、日進市立北小学校から南東に約100m及び北に約200mに位置する農地で、芝内の農地については登記地目、現況地目は田、四ツ池の農地については登記地目、現</p>
--	--

		<p>況地目は畑で、面積は3筆合計で2, 208㎡です。</p> <p>申請者は、五色園三丁目に居住しており、年齢は58歳です。</p> <p>申請地の所有者は今後耕作の予定もしておらず、今まで利用権にて申請地を耕作していた申請者に売却するものです。</p> <p>申請者は現在、年間300日農作業に従事しており、農作業歴は40年です。</p> <p>農業用機械は、耕運機2台と自走式の草刈り機1台を所有しています。</p> <p>申請地では野菜と果樹の栽培を予定しております。</p> <p>現在他に所有している農地も適正に管理できており、適当であると思われます。</p> <p>農地法第3条第2項第1号から第6号の許可できない項目に該当するかどうかについて、申請書、現地調査、当事者に対する調査の結果、特段支障ございません。</p> <p>議案第1号の説明は以上です。</p>
議長		<p>議案第1号の案件について、説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等がございますか。</p>
		<p>ご意見・ご質問もないようですので、採決を取りたいと思います。</p>
議長		<p>議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」賛成の方は、挙手をお願いします。</p>
		<p>(全員挙手)</p>
議長		<p>全員賛成ということで、議案第1号については、原案のとおり可決とします。</p>
議長		<p>次に、議案第2号「農業振興地域整備計画の変更について」を議題とします。</p>
		<p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局		<p>番号1番の資材置場として利用する農振除外案件について説明します。</p>
		<p>場所につきましては、8ページの地図をご覧ください。</p>
		<p>申出地は、日進市立図書館から北東に約60mの位置に所在し、登記地目・現況地目いずれも田で面積は900㎡です。</p>

		<p>土地改良事業の実施状況ですが、昭和46年度に事業完了した「県営ほ場整備事業 日進地区第4工区」に該当します。</p> <p>申出者は、平成23年に創業し、本社を名東区に置く建設業者であり、日進市を中心に県内全域で足場工事を中心とした建築工事を請け負っています。</p> <p>現在日進市内に2か所の資材置き場を設けていますが、うち1箇所について、令和6年中に土地の賃貸借契約が終了することを受け、残りの1箇所の資材置き場の隣接地である今回の申出地が最適地であることから、選定したものになります。</p> <p>除外後の転用計画につきましては、アスファルト舗装の資材置き場で、乗り入れは既存の資材置き場の乗り入れを使用します。現在使用している隣接地と高さを合わせ、周囲には囲いを施し、事業地内に集水桝を設け、北側の道路側溝へ排水する計画となっております。</p> <p>以上から、除外に必要な要件である農振法第13条2項各号について、満たしていると思われます。</p> <p>申請地は、農用地の周辺部にあたり、農用地の集団化・効率的な利用に支障を及ぼす恐れはないと思われます。また、除外することで、申出地周辺における担い手の農地集積に支障はないと思われます。</p> <p>周辺の農業用施設の機能については、今後も支障ない事業計画となっております。</p> <p>以上から、除外に必要な要件である農振法第13条2項各号について、満たしていると思われます。</p> <p>議案第2号についての説明は以上です。</p> <p>時期は不明ですが、今回の申出地の隣地が転用されてから、申出地は耕作をされていないはず。有害獣の被害等もあったと聞いているので一概には言えませんが、直接的ではなくとも転用により周辺の農用地に少なくとも影響はあるものかという印象はあります。</p>
	委員	<p>道路と田面との高低差は50cm程度でしょうか。</p>
	事務局	<p>1m以上はあります。</p>

委員		<p>道路面に合わせるには埋め立てが必要ですが、何か手続きはありますか。</p>
事務局		<p>市の条例に係る特定開発等事業の手続きを行うこととなります。</p>
議長		<p>今回の申出地を除外すると西側の田しか残らないが、その田の排水に支障は無いでしょうか。</p>
事務局		<p>周辺農地で西側の田が最も低いいため支障はないと思われます。</p>
議長		<p>他にご意見・ご質問もないようですので、採決を取りたいと思います。</p>
議長		<p>議案第2号「農業振興地域整備計画の変更について」賛成の方は、挙手をお願いします。</p>
議長		<p>(全員挙手)</p>
議長		<p>全員賛成ということで、議案第2号については、原案のとおり可決とします。</p>
議長		<p>続きまして、議案第3号「青年等就農計画について」を議題とします。</p>
議長		<p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局		<p>議案第3号の青年等就農計画について説明します。</p>
事務局		<p>認定新規就農者制度は、将来において効率的かつ安定的な農業経営の担い手に発展するような青年等の就農を促進するため、新たに農業経営を営もうとする青年等が基本構想に示された農業経営の基礎を確立しようとする「青年等就農計画」を市町村が認定し、その計画に沿って農業を営む認定新規就農者に対して重点的に支援措置を講じようとするものです。</p>
事務局		<p>青年等就農計画の認定にあたっては、①その計画が市町村の基本構想に照らして適切なものであること。②その計画が達成される見込みが確実であること。というのがポイントであり、農業委員会にも意見を伺うことになっております。</p>
事務局		<p>それでは、1件の計画書の提出がありますので、説明いた</p>

		<p>します。</p> <p>計画書は別添になります。</p> <p>1枚目、申請者は現在46歳で日進市藤枝町奥廻間に在住しております。</p> <p>申請者は知立市にある農業法人に15年間在職していましたが、1月末で退職し、自身が住んでいる日進市内において、米・麦・大豆の複合経営を始めることを計画しています。</p> <p>農地については、所有地はありませんが、令和6年は約2.6ha分の農地の所有者と貸借の合意が取れており、その権利設定については主に来月の議案にあがる予定であります。</p> <p>経営を始めて間もない時期の所得確保や設備の初期投資の際の制度資金の活用を視野にいれて、今回の申請に至ったものです。</p> <p>将来の農業経営の構想ですが、米・麦・大豆の複合経営で将来的には経営面積50haを目指し、自身が住む日進市の農地を守り、市の農業の活性化を目指します。</p> <p>5年後の目標ですが、経営面積を20ha、農業所得約660万円、年間労働時間が2,000時間としています。</p> <p>農地の集約が課題ですが、今年は2.6ha分の農地で実績を作り、農地の集約が進めば、3年目からは、小麦・大豆の作付けを行う予定としています。</p> <p>2枚目、表面に、目標達成する為に必要な措置とその事業費及び活用する資金の予定が記載されております。資金が下りる時期までに必要な機械は、レンタルで対応予定とのことです。</p> <p>農業経営の構成としては、本人のみの予定となっております。</p> <p>2枚目裏面の、技術・知識の取得状況ですが、平成21年3月から令和6年1月までの15年間オペレーターとして米・麦・大豆の生産の経験があり、一通り栽培技術を習得していることを確認しております。</p> <p>日進市の基本構想に照らし、計画は適切なものと判断され、計画が達成される見込みについても、愛知県尾張農業改良普及課の指導の元に計画が作成されたことにより、無理のないものと判断されます。</p> <p>今後、将来にわたって、農業経営を安定かつ効率的に行え</p>
--	--	---

		<p>る期待ができると考えており、青年等就農計画を認定することに支障はないものと思われます。</p> <p>議案第3号についての説明は以上です。</p>
	議長	<p>議案第3号について、説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等がございますか。</p>
	委員	<p>目標達成のための資金計画について、自己資金はどの部分に補填するのでしょうか。</p>
	事務局	<p>主に苗代等の資材に約300万円充当する予定です。</p>
	委員	<p>収入はどれぐらいを見込んでいるのでしょうか。</p>
	事務局	<p>初年度は200万円を見込んでいます。そのため、初年度はマイナス収益となる見込みです。</p>
	委員	<p>機械や設備も自己資金ですか。</p>
	事務局	<p>それらは主に青年等就農資金にて賄う予定です。</p>
	委員	<p>この方は妻帯者ですか。</p>
	事務局	<p>そうです。</p>
	委員	<p>家族で就農するのでしょうか。</p>
	事務局	<p>農業は本人のみです。奥さんは別業種で働いています。</p>
	委員	<p>機械はすべて購入するのでしょうか。</p>
	事務局	<p>融資等がされるまでの間、機械は主にリースにて賄う予定です。</p>
	委員	<p>やる気のある人なのでぜひとも頑張ってもらいたいです。</p>

委員	<p>実際に2.6haあたりの反収はどれぐらいになるのでしょうか。</p>
委員	<p>1反あたり約8俵、1俵1万円として概ね200万円となる計算とおもわれます。</p>
委員	<p>利用権設定する農地はどのあたりでしょうか。</p>
事務局	<p>主に北新町の田ですが、藤島や岩藤等でも話を進めています。</p>
委員	<p>個人で営農する農家さんでも30馬力程度のトラクターが主な規模です。計画書の機械はいずれも大型であることから、この方の将来に向けてのやる気は十分見られます。今までの勤務先では複数人で耕作されていたと聞いていますが、将来日進市での耕作農地が増えれば一人では大変になってくると思いますので、そのあたりも計画的に人手を増やすことを視野に入れてもらえればと思います。いずれにせよ頑張ってください。</p>
議長	<p>他にご意見・ご質問もないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>議案第3号「青年等就農計画について」賛成の方は、挙手をお願いします</p> <p>(挙手をする)</p>
議長	<p>全員賛成ということで、議案第3号については、原案のとおり可決とします。</p>
事務局	<p>続きまして、議案第4号「農地利用集積等促進計画（権利の移転）について」を議題とします。</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p> <p>7ページの下段をご覧ください。</p> <p>農用地利用集積等促進計画（権利の移転）についてですが、これは現に、農地中間管理機構から利用権の設定を受けている者から、現在の権利の内容及び残存期間と同一の条件でそ</p>

		<p>の権利を移転する場合の手続きになります。</p> <p>対象地については、既に利用権を設定していますが、現在の内容と同一条件で、別の担い手に権利の移転を行うものになります。</p> <p>設定されている権利は、10年間の使用貸借の権利設定で、令和13年までとなっています。</p> <p>対象地の場所は、8ページをご覧ください。相野山小学校から西へ約250mの位置に所在し、地目は登記・現況ともに田、面積は1,968㎡です。</p> <p>権利の設定を受ける者は第3号議案の方が対象となります。対象地のみ権利の設定方法が異なるため今月の議案に上げており、この方が他に権利設定を行う農地は来月の総会の議題に諮る予定です。</p> <p>議案第4号についての説明は以上です。</p> <p>議案第4号について、説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等がございますか。</p> <p>ご意見・ご質問もないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>議案第4号「農地利用集積等促進計画（権利の移転）について」賛成の方は、挙手をお願いします (挙手をする)</p> <p>全員賛成ということで、議案第3号については、原案のとおり可決とします。</p> <p>続きまして、専決について、事務局より報告を願います。</p> <p>(事務局より報告。専決について一括で報告)</p> <p>専決1号 3条届出 6件 専決2号 4条届出 3件 専決3号 5条届出 4件 専決4号 18条通知 5件</p> <p>専決について、何かご意見・ご質問等がございますか。</p> <p>3条の届出の5番と6番についてですが、この案件は相続が2世代同時に行われていますが、なぜこのような形になっ</p>
議長		
議長		
事務局		
議長		
委員		

		たのでしょうか。
事務局		先代の時点での届出がされていなかったため、遡及して受け付けたものです。
委員		同じく3条の1番について、複数の農地がありますが、いずれも管理はされているのでしょうか。
事務局		登記地目はいずれも農地ですが、多くは山林化してしまっています。残りの農地は本人の申し出により農地バンクに登録しています。
委員		同じく3条の5番についてはだれが耕作をするのでしょうか。
事務局		届出書では、保全管理を行う旨が記載されています。
委員		耕作する意思がないのであれば委員会で耕作者を探しても良いと思います。
議長		他にご意見・ご質問等がないようですので、専決については、終わります。 続きまして、「その他」について事務局より報告いたします。
事務局		(事務局からその他について一括で報告) ・事業計画変更について ・生産緑地あっせんについて
議長		その他について、何かご意見・ご質問等はございますか。 ご意見・ご質問等がないようですので、その他については終わります。 事務局よりその他事務連絡などがありましたらお願いします。
事務局		(事務局から事務連絡)

	<p>議長</p> <p>(15:55)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域計画策定に係る座談会について ・令和6年度の委員会開催スケジュール(案)について ・来月の農業委員会 <p>令和6年3月26日(火)本庁舎4階第1会議室</p> <p>それでは、これもちまして、令和6年第2回農業委員会を終了させていただきます。</p> <p>長時間、ご審議いただきまして誠にありがとうございました。</p>
--	--------------------------	---

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日 議事録署名者 6番委員

議事録署名者 7番委員